# 平成28年度情報管理業務に関する事業報告書 (平成28年4月1日~平成29年3月31日)

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)は、循環型 社会の構築に向け、自動車リサイクルの一層の推進を通じて、公益財団法人として 社会に貢献することが使命であり、資源の有効な利用の向上及び環境の保全に資 するため、自動車等のリサイクル及び適正処理の促進に関する事業を行っている。

## I 要旨

本財団は、平成15年6月24日に使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第114条に規定する情報管理センターに指定されており、法第115条に規定する情報管理業務を実施した。

平成28年度においては、移動報告事業及び電子マニフェストシステムの安定稼働を維持するため、電子マニフェストシステムの改善活動をベースに関連事業者等(法第82条の関連事業者等をいう。以下同じ。)の利便性向上や都道府県・保健所設置市(以下「自治体」という。)の監督・取締り強化等の支援対応に取り組んだ。

## Ⅱ 事業内容

平成28年度情報管理業務として実施した主要な事業は以下のとおりである。

## 1. 移動報告事業及び電子マニフェストシステムの維持・管理及び改善等

関連事業者等が報告した使用済自動車等の移動報告等の電子マニフェスト情報を保守・管理する事業(ファイルの閲覧への対応や自治体への遅延報告を含む。)を行った。

使用済自動車・解体自動車の移動報告	26, 102千件
特定再資源化等物品の移動報告	15, 881千件
自治体への遅延報告	303千件

同時に、これらの情報を管理する電子マニフェストシステムについて、以下の 新たな改善整備をすべて計画通り実施した。

### (1)事業者登録情報修正機能

第1ステップとして、事業者の利便性向上を目的に、事業者情報の登録申込書の簡略化を7月に実施した。

同時に、登録の際の誤登録防止の観点から、システムの登録画面についても改修を実施することとし、平成29年度6月のリリースに向けて、企画、開発を完了した。

さらに、従来、事業者が自らの登録情報を変更する際には、登録申込書をコンタクトセンターに郵送し、数日後に登録情報が変更されるという運用を実施していたことに対して、事業者の利便性向上と事業者情報の誤登録削減を目的に、第2ステップとしてパソコン上で事業者自ら変更申請(電子申請化)を行い、かつ即時に当該申請情報が反映されるシステムを提供することとし平成29年度第3四半期のリリースに向けて、企画、開発を着手した。

#### (2)操作練習ソフトの改訂

事業者の知識向上による適正な自動車リサイクル促進を目的に、これまでの事業者向け操作練習ソフトを全面改訂すべく、平成29年度4月のリリースに向けて、企画、開発及び動作確認を完了した。

#### (3)報告徴収システムの機能集約化

自治体向けの報告徴収機能システムにおいて、利用頻度の低い機能を統合・整理するとともに、利便性を考慮したメニュー画面の刷新を5月に実施した。

#### (4) 自治体向け掲載フォルダの新規設置(機密性向上)

自治体の関連事業者への監督・取締り強化の支援対応として報告徴収機能 システムにセキュリティ強化したフォルダを11月に新設した。当該フォルダに 以下のファイル類を掲載し両省主催の行政連絡会にて自治体へ広報を行った。

- ①管内事業者毎の移動報告情報の一覧
- ②不適正処理業者関連情報
- ③不適正処理業者への対処関連情報 等

### 2. コンタクトセンターの維持・管理及び改善等

関連事業者や自動車ユーザー等からの電子マニフェストシステムに関する問合せ対応及び事務作業について適正に処理出来るよう、コンタクトセンターの効率的かつ安定的な稼働を目指して運営した。

(1)コンタクトセンターの委託先変更に伴う、新旧委託先への移行支援 前回移行時の経験・知識等を活かし10月に計画通り移行を完了。

短時間不通の電話障害が複数回発生するも、迅速な対応で影響を最小限に抑え、対策を実施した。さらに深堀りし、リスク回避のための総点検を継続実施中。一方で、品質については、新規委託先ではあるが、移行前と比しても遜色ない高品質なサービスを提供することができた。

#### (2)業者登録業務の安定運用

自再協から情報管理部へ移管された業者登録業務を、4月より安定運用することができた。さらに、業務の効率化を目的に、9月に新コンタクトセンターにおける業務フローを見直し、最適化した。

- 3. 書面利用移動報告事業(書面記載事項の電子マニフェストシステムへの入力) ファクシミリを使用した書面の提出方法により関連事業者から使用済自動車等 の移動報告を受け、法第117条第1項に基づく情報管理業務規程(以下「情報管 理業務規程」という。)に基づき、当該書面に記載された事項を電子マニフェストシ ステムに入力する事業を行い、398件の移動報告を受けた。
- 4. 書類等交付事業(関連事業者等への書類等の交付)

関連事業者等から電子マニフェストシステムに報告された内容につき書類等の交付を請求されたときは、情報管理業務規程に基づき、当該書類等をファクシミリの使用又は郵送の方法により交付することとなっており、52件の交付を行った。

5. 移動報告事項送信事業(特定再資源化等物品の引取情報に係る送信の受託) 自動車製造業者等から委託を受けて、自動車製造業者等が資金管理法人に 対して再資源化等預託金の払渡しを請求するために必要な特定再資源化等物 品の引取りを証する情報を資金管理法人へ送信する事業を行い、8,037千件 の情報を送信した。

以上